

はじめに

鹿児島県教育委員会から通知のあった「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校では以下のような活動方針で部活動を運営する。

部活動の目的

経営方針の「公教育の果たすべき使命を深く自覚し、かつ世界自然遺産屋久島の自然と環境を基盤とした生徒の実態に対応する創造的教育活動を展開することにより、活力と潤いに満ちた特色ある学校づくりを推進する。」に基づき、部活動について以下のように定める。

本校の部活動は、生徒の自主的活動の場であり、顧問助言のもと、自らを磨き、互いに協力し、健全な心身の発達を図ることを目的とする。

活動方針

- (1) 部活動の意義を踏まえ、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な活動に取り組む。
- (2) 顧問は、部員それぞれの人格を尊重し、人間性や社会性の育成に努める。
- (3) 顧問は、生徒の状況をよく観察・把握し、技術指導のほか、生活指導・学習指導にも積極的に関わり、生徒の学校生活の充実及び好ましい人間関係の構築を図る。
- (4) 顧問は、けがや事故を未然に防止し、また、事後の処置を適切かつ迅速に行い、生徒の安全確保に努めるとともに、生徒への安全指導を徹底し、自ら事故を予防し対処できる意識と能力の育成に努める。
- (5) 顧問は、気候状況や生徒の体調状況を正しく収集・分析し、熱中症や脱水の予防など健康管理に万全を期すよう心掛ける。

休養日・活動時間等の設定

- (1) 原則として週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日 1 日以上、土曜日及び日曜日 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
なお、大会前等で休養日を設定できない場合は、休養日を調整することによって、年間を通して週当たり 2 日以上に相当する休養日の確保に努める。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間を設ける。
- (3) 1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度とし、週休日や祝日、長期休業期間中など平日よりも活動時間を多く確保できる場合においても、3 時間程度とする。ただし、練習試合等で活動時間を超過する場合は、生徒や保護者の負担とならないよう配慮する。